

# 江東区立若洲公園整備事業

## 基本協定書（案）

令和5年9月

（令和5年10月20日修正）

江東区土木部河川公園課

## 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>5</b>
第1条 (目的) .....	5
第2条 (定義) .....	5
第3条 (事業遂行の指針) .....	5
第4条 (本事業の概要) .....	5
第5条 (認定計画提出者の役割分担) .....	6
第6条 (事業日程) .....	6
第7条 (認定計画提出者による資金調達) .....	6
第8条 (認定計画の変更) .....	6
第9条 (許認可及び届出等) .....	7
第10条 (本施設の整備に伴う各種調査等) .....	7
第11条 (整備に伴う周辺の安全及び環境対策) .....	7
第12条 (指定管理者との連携) .....	7
第13条 (第三者に生じた損害) .....	8
第14条 (第三者の使用) .....	8
第15条 (保険の付保等) .....	8
第16条 (自己責任) .....	8
第17条 (区の予算措置) .....	9
第18条 (連絡協議会) .....	9
<b>第2章 公募対象公園施設の設計</b> .....	<b>9</b>
第19条 (公募対象公園施設の設計) .....	9
第20条 (区による公募対象公園施設の設計の変更) .....	9
第21条 (区による設計図書等の検査) .....	9
第22条 (本占用許可) .....	10
第23条 (施工計画書等) .....	10
第24条 (工事責任者の設置等) .....	10
第25条 (公募対象公園施設建設業務の実施) .....	10
第26条 (建設工事中の区に対する履行報告) .....	11
第27条 (区による説明要求及び建設現場立会い) .....	11
第28条 (区による中間確認) .....	12
第29条 (工期の変更) .....	12
第30条 (工期の変更による費用等の負担) .....	12
第31条 (工事の一時中止) .....	12
第32条 (認定計画提出者による完成検査) .....	13
第33条 (区による完了検査) .....	13

<b>第3章 特定公園施設の設計・整備及び工事監理業務</b> .....	<b>14</b>
第34条（関連契約の締結） .....	14
<b>第4章 公募対象公園施設の管理・運営業務</b> .....	<b>14</b>
第35条（設置管理許可） .....	14
第36条（管理・運営業務の実施） .....	14
第37条（公園の魅力向上業務の実施） .....	15
第38条（その他提案業務の実施） .....	15
第39条（区による業務評価） .....	15
第40条（設置管理許可の取消し等） .....	15
第41条（変更許可申請） .....	16
第42条（継続許可の申請） .....	16
第43条（改善命令） .....	16
第44条（営業報告及び調査報告） .....	16
第45条（第三者による使用） .....	16
第46条（緊急時の対応） .....	17
第47条（原状回復） .....	17
第48条（公募対象公園施設の譲渡等） .....	18
第49条（用途の制限） .....	18
第50条（運営計画書） .....	19
第51条（モニタリング） .....	19
<b>第5章 法令変更及び不可抗力</b> .....	<b>19</b>
第52条（法令等の変更及び不可抗力における通知等） .....	19
第53条（法令変更による増加費用・損害等の扱い） .....	20
第54条（法令変更による本協定の解除等） .....	20
第55条（不可抗力による増加費用・損害等の扱い） .....	20
第56条（不可抗力による本協定の解除等） .....	20
<b>第6章 協定期間及び協定の解除</b> .....	<b>21</b>
第57条（協定期間） .....	21
第58条（区の解除権） .....	21
第59条（認定計画提出者による協定解除） .....	22
第60条（公募対象公園施設の解除に伴う措置） .....	22
第61条（特定公園施設の解除に伴う措置） .....	23
第62条（解除に伴う損害賠償等） .....	23
第63条（認定計画の認定取り消し） .....	23
第64条（相殺） .....	23
<b>第7章 保証金等</b> .....	<b>24</b>

第65条 (保証金等)	24
<b>第8章 雑則</b>	<b>24</b>
第66条 (遅延利息)	24
第67条 (談合その他の不正行為の場合における損害賠償金)	25
第68条 (協議)	25
第69条 (著作権の使用)	25
第70条 (著作権の侵害の防止)	26
第71条 (特許権等の使用)	26
第72条 (秘密保持)	26
第73条 (個人情報保護等)	27
第74条 (請求、通知等の様式その他)	27
第75条 (準拠法)	27
第76条 (管轄裁判所)	27
別紙1 用語の定義	29
別紙2 本事業日程	32
別紙3 認定計画提出者等が付保する保険	33
別紙4 特定公園施設設計業務委託契約	34
別紙5 特定公園施設建設工事請負契約	35
別紙6 特定公園施設工事監理業務委託契約	36
別紙7 個人情報の取扱いに関する特記条項	37

※ 本基本協定書（案）は、区及び認定計画提出者の、現時点において想定される本事業における役割分担等を記載したものであり、設置等予定者が提出した公募設置等計画の内容及び設置等予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。

## 江東区立若洲公園整備事業 基本協定書（案）

江東区（以下「区」という。）並びに●●、●●及び●●（以下総称して「認定計画提出者」という。）は、江東区立若洲公園整備事業（以下「本事業」という。）における公募対象公園施設及び特定公園施設（以下「本施設」という。）の整備・管理運営の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、区及び認定計画提出者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に定めるとおりとする。なお、その他本協定に定義されていない用語は、文脈上別意に解すべき場合を除き、公募設置等指針等において定められた意味を有するものとする。

（事業遂行の指針）

第3条 認定計画提出者は、法令等を遵守し、本協定及び本事業関連書類に従い、本事業を実施する。

2 本協定、公募設置等指針等及び公募設置等計画の内容に矛盾又は齟齬がある場合、本協定、公募設置等指針等、公募設置等計画の順にその解釈が優先する。

3 前項の規定にかかわらず、公募設置等計画に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で公募設置等計画の内容が優先する。

（本事業の概要）

第4条 本事業は、次の各号に掲げる事業及び業務並びにこれらに付随し、関連する一切の事業及び業務（以下総称して「本件業務」という。）により構成される。

- (1) 公募対象公園施設の整備及び管理・運営業務
- (2) 特定公園施設の整備業務
- (3) 公園の魅力向上業務
- (4) その他提案業務

(認定計画提出者の役割分担)

第5条 認定計画提出者は、以下の分担に従って本件業務を実施する。

業務名	担当法人
公募対象公園施設の整備及び管理・運営業務	
① 公募対象公園施設整備業務	
② 公募対象公園施設管理・運営業務	
特定公園施設の整備業務	
③ 特定公園施設整備業務	
その他	
④ 公園の魅力向上業務	
⑤ その他提案業務	

- 2 前項の規定にかかわらず、認定計画提出者は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本件業務の実施その他本協定及び本事業関連書類に基づく認定計画提出者の義務を連帯して履行する責任を負う。

(事業日程)

第6条 認定計画提出者は、本事業日程に従って、本件業務を実施する。

- 2 認定計画提出者は、本件業務に遅延が生じる場合においては、遅延を軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

(認定計画提出者による資金調達)

第7条 本協定の締結及び履行並びに本件業務の実施に関する一切の費用（認定計画提出者に課される公租公課を含む。）は、本協定に別段の定めがある場合を除き、すべて認定計画提出者が負担するものとし、区はこれを負担しない。

- 2 本件業務に関する認定計画提出者の資金調達は、すべて認定計画提出者の責任において行う。
- 3 認定計画提出者が本件業務を実施するに当たり、国又は地方公共団体等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、区は、合理的に可能な範囲内で、それらの支援を認定計画提出者が受けることができるよう協力する。

(認定計画の変更)

第8条 認定計画提出者は、本件業務の実施に当たり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項各号の基準等を踏まえ、公募設置等計画を変更しようとする場合には、区の認定を受けなければならない。

- 2 区及び認定計画提出者は、前項に基づき公募設置等計画が変更された場合には、必要に応じて本協定を変更するものとする。

(許認可及び届出等)

- 第9条 認定計画提出者による本件業務の実施その他本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出等は、認定計画提出者がその責任及び費用負担においてこれを行い、維持しなければならない。ただし、区が自ら行う必要がある許認可の取得、申請及び届出等並びにその維持についてはこの限りでない。
- 2 認定計画提出者は、前項の許認可の取得、申請及び届出等に際しては、区に事前説明及び事後報告を行う。
  - 3 区は、認定計画提出者が要請した場合には、認定計画提出者による許認可の取得、申請及び届出等並びにその維持等に必要な資料の提供その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力する。
  - 4 認定計画提出者は、区が要請した場合には、区による許認可の取得、申請及び届出等並びにその維持等に必要な資料の提供その他必要な事項について、合理的に可能な範囲で協力する。
  - 5 認定計画提出者は、認定計画提出者が取得すべき許認可の取得、申請若しくは届出等の遅延又は失効により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、区の責めに帰すべき事由による場合は、区が当該増加費用又は損害を負担し、法令等の変更又は不可抗力による場合は、第5章の規定に従う。

(本施設の整備に伴う各種調査等)

- 第10条 認定計画提出者は、本施設の設計及び整備工事に必要な測量、地質調査その他の調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、認定計画提出者はかかる調査等を行う場合、区に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等が終了したときは区に当該調査等に係る報告をしなければならない。
- 2 区は、認定計画提出者に対し、公募設置等指針等に別途明記されている場合を除き、事業用地（管理許可の対象となる公募対象公園施設を含む。）について一切の契約不適合責任を負担しない。

(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

- 第11条 認定計画提出者は、自らの責任と費用負担において、本施設の整備工事による事故・災害等に対応するための体制を整備するほか、騒音・振動等の対策及び周辺の環境整備に努めることとする。

(指定管理者等との連携)

- 第12条 認定計画提出者は、本事業の円滑な推進を目的として、区が要求する場合、指定管理者又はその他の関係事業者との調整を実施するものとする。ただし、区の認定計画提出者に対する要求が合理的範囲を超える場合はこの限りではない。

(第三者に生じた損害)

- 第13条 認定計画提出者が本件業務を実施する過程で、又は実施した結果、第三者に損害が発生したときは、本協定に別段の定めがない限り、認定計画提出者がその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる損害のうち、区の責めに帰すべき事由により生じたものについては、区がこれを負担する。
- 2 認定計画提出者による本件業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第5章の規定に従う。

(第三者の使用)

- 第14条 認定計画提出者は、本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせるときは、事前に区の承諾を得なければならない。なお、認定計画提出者は、本件業務の全部〔又は主要な部分〕を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 2 認定計画提出者は、前項により各本件業務を第三者に委託し又は請け負わせたときは、速やかにその委託又は請負の内容を区に報告しなければならない。
- 3 前各項による第三者への各本件業務の委託及び請負は、すべて認定計画提出者の責任において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由は、すべて認定計画提出者の責めに帰すべき事由とみなして、認定計画提出者が責任を負う。

(保険の付保等)

- 第15条 認定計画提出者は、自己の責任及び費用負担により、別紙3に記載される保険契約及びその他必要に応じて適切な保険契約を締結するものとする。
- 2 認定計画提出者は、前項の保険契約の締結後、速やかに当該保険の証券又はこれに代わるものとして区が認めたものを区に提示の上、写しを提出しなければならない。

(自己責任)

- 第16条 認定計画提出者は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定及び本件業務の履行に関する一切の責任を連帯して負う。
- 2 本協定に別段の定めがある場合を除き、認定計画提出者による本件業務の履行に関する区による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は認定計画提出者から区に対する報告、通知若しくは説明等を理由として、認定計画提出者はいかなる本協定上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明等を理由として、区は何ら責任を負担しない。
- 3 本協定に基づき認定計画提出者に生じた増加費用又は損害を区が負担する場合、当該増加費用又は損害の帰責事由等にかかわらず、当該増加費用又は損害には、認定計画提出者（本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせた場合における当該第三者を含む。）の逸失利益を含まないものとする。



(区の予算措置)

第17条 本協定により区が負担すべき損害、損失、経費及び費用その他の一切の金銭の支払時期及び支払方法は、当該費用等の金額の確定後、区において予算措置等必要な手続を経ることを前提として、区及び認定計画提出者の協議により決定するものとする。

(連絡協議会)

第18条 区及び認定計画提出者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する調整を行うことを目的とし、区、認定計画提出者及び区が必要と認める者により構成される連絡協議会を設置し、四半期ごとに開催する。

## 第2章 公募対象公園施設の整備業務

(公募対象公園施設設計業務の実施)

第19条 認定計画提出者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設設計業務を行うものとし、公募対象公園施設設計業務に関する一切の責任（設計上の誤り及び認定計画提出者の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

2 認定計画提出者は、公募対象公園施設設計業務着手前に、設計業務計画書、設計業務工程表、設計業務実施体制表、設計業務責任者届（設計経歴書）及びその他の設計業務の実施に必要な書類等を作成して区に提出し、区の承認を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。

(区による公募対象公園施設の設計の変更)

第20条 区は、必要があると認めるときは、認定計画提出者に対して、公募対象公園施設の建設工事の工期及び費用の変更を伴わず、かつ本事業関連書類の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。認定計画提出者が公募設置等計画に定める事項の変更が必要と区が認める場合は、変更許可申請の前に区と協議し、区の承認を得た上で、公募設置等計画の変更の認定を得るものとする。

(区による設計図書等の検査)

第21条 認定計画提出者は、公募対象公園施設設計業務が完了したときは、区に対して、直ちに公募対象公園施設に係る設計図書等を提出し、確認を受けなければならない。

2 区は、前項の提出があった日から10日以内に前項の確認を終了しなければならない。

3 区は、公募対象公園施設に係る設計図書等が要求水準書2(3)の公募対象公園施設に係る要求事項を満たしていないときは、相当日数を指定して認定計画提出者に補正を命ずることができる。この場合において認定計画提出者は、直ちに補正を行い、再度設計図書等を提出し、再度確認を受けなければならない。前各項の規定は、本項における補正の完了及び再確認に準用する。

(本占用許可)

- 第22条 認定計画提出者は、占用許可を取得する手続に要する期間を考慮した上で、公募対象公園施設の建設工事着手前に占用許可を取得できるように、公募対象公園施設に係る占用許可申請書を提出し、都市公園法第6条に基づく区の占用許可を得なければならない。
- 2 前項の占用許可の期間は、公募公園対象施設の建設工事の着工日から第33条第3項に基づく完成確認通知書の交付日までとする。
  - 3 第1項に基づく占用許可の使用料は、設置・管理許可を得た範囲以外を対象とする。

(施工計画書等)

- 第23条 認定計画提出者は、公募対象公園施設の建設工事着手前に、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を区に提出しなければならない。
- 2 認定計画提出者は、施工計画書を遵守し、公募対象公園施設の建設工事にあたらなければならない。
  - 3 認定計画提出者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を区に提出しなければならない。

(工事責任者の設置等)

- 第24条 認定計画提出者は、公募対象公園施設の建設工事着手前に工事責任者を設置し、区に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、区に、工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る区の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する義務を負う。
- 2 認定計画提出者は、前項のほか、公募対象公園施設の建設工事着手前までに、本事業関連書類に従い、設計図書等、建設工事の実施体制及び工事工程等の内容を含む施工計画書、全体実施工程表、整備業務実施体制表、現場代理人・主任技術者届（経歴書を添付）及びその他の公募対象公園施設の建設工事の実施に必要な書類等を作成して区に提出し、区の承認を得なければならない。これらの書類を変更する場合も同様とする。

(公募対象公園施設建設業務の実施)

- 第25条 認定計画提出者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設建設業務を行うものとし、公募対象公園施設建設業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 認定計画提出者は、本事業日程に従い、公募対象公園施設建設業務を完了させる。
  - 3 公募対象公園施設の建設方法その他公募対象公園施設の建設工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に定めがあるものはそれに従い、それ以外のものは認定計画提出者がその責任においてこれを定める。
  - 4 公募対象公園施設の建設工事に遅延が生じ、区又は認定計画提出者に増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

- (1) 区の責めに帰すべき事由（①区の指示又は請求（認定計画提出者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②公募設置等指針等の不備又は区による変更（認定計画提出者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、及び③区による設計図書の変更（認定計画提出者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）により、建設工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、区は、認定計画提出者と協議のうえ、本事業日程を合理的な期間延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。
- (2) 認定計画提出者の責めに帰すべき事由（必要な関係機関との協議に起因する遅延を含むがこれに限られない。）により建設工事に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合、認定計画提出者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令等の変更又は不可抗力により建設工事に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第5章の規定に従う。

（建設工事中の区に対する履行報告）

- 第26条 認定計画提出者は、公募対象公園施設の建設工事中、本事業関連書類の定めるところに従い、区と協議のうえ、区が定める期限までに月間工程表及び週間工程表を作成し、区に提出しなければならない。
- 2 認定計画提出者は、建設工事の実施中、常に工事記録を整備するとともに、区の監査等に関わる検査等の資料作成に協力しなければならない。

（区による説明要求及び建設現場立会い）

- 第27条 区は、公募対象公園施設の建設工事の進捗状況について、随時、認定計画提出者に対して報告を要請することができ、認定計画提出者は、区の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。
- 2 区は、建設工事開始前及び建設工事の実施中、随時、認定計画提出者に対して質問し、建設工事について説明を求めることができる。認定計画提出者は、区からかかる質問を受領した後速やかに、区に対して回答を行わなければならない。区は、認定計画提出者の回答内容が合理的でないとは判断した場合には、認定計画提出者との間でこれを協議することができる。
  - 3 区は、認定計画提出者が行う工程会議に参加することができるとともに、認定計画提出者に対する事前の通知を行うことなく随時、建設工事に立ち会うことができる。
  - 4 前三項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、区が、公募対象公園施設の建設工事の実施状況が本事業関連書類又は設計図書等の内容を逸脱していると判断した場合、区は、認定計画提出者に対してその是正を求めることができ、認定計画提出者はこれに従わなければならない。
  - 5 認定計画提出者は、工事責任者による公募対象公園施設の検査又は試験の内容を、区に対して事前に通知する。区は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。

- 6 区は、本条に基づく協議、説明要求、建設工事への立会い等を理由として、公募対象公園施設の設計又は施工の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、認定計画提出者は、これらを理由として、本協定上の認定計画提出者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

(区による中間確認)

第28条 区は、公募対象公園施設の建設工事の内容が本事業関連書類と齟齬がないか等、施工状況の中間確認を行うことができるものとし、齟齬が生じていた場合は、認定計画提出者に対して、公募対象公園施設の補修又は改修を要求することができ、認定計画提出者は、かかる要求に応じ、公募対象公園施設の補修又は改修工事を実施するものとする。なお、当該補修又は改修工事に必要な費用は認定計画提出者の負担とする。

(工期の変更)

第29条 区が認定計画提出者に対して公募対象公園施設の建設工事に係る工期の変更を請求した場合、区と認定計画提出者は協議により当該変更の当否を定める。

- 2 認定計画提出者が、認定計画提出者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、区は、認定計画提出者との協議により、当該変更の当否を定める。ただし、区と認定計画提出者との間の協議が調わない場合、区は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、認定計画提出者は、これに従わなければならない。

(工期の変更による費用等の負担)

第30条 区の責めに帰すべき事由により公募対象公園施設の建設工事に係る工期又は工程を変更したときは、区は、当該変更に伴い認定計画提出者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。

- 2 認定計画提出者の責めに帰すべき事由により建設工事に係る工期又は工程を変更したときは、認定計画提出者は、当該変更に伴い区に発生した増加費用又は損害を負担する。
- 3 法令等の変更又は不可抗力により発生した建設工事に係る工期又は工程の変更による増加費用又は損害の取扱いは、第5章の規定に従う。

(工事の一時中止)

第31条 区は、必要と認めた場合には、認定計画提出者に対して、公募対象公園施設の建設工事の全部又は一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、区は、認定計画提出者に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

- 2 区は、前項により建設工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認めたときには、本事業日程を合理的な期間延期することができる。

- 3 区は、第1項により建設工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、建設工事の施工の中止又はその続行に起因して認定計画提出者に生じた合理的な増加費用（建設工事の続行に備え工事現場を維持するための費用並びに労働者及び建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。ただし、当該中止の原因又は端緒が認定計画提出者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、建設工事の施工の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第5章の規定に従う。

（認定計画提出者による完成検査）

- 第32条 認定計画提出者は、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設の完成検査並びに機器、器具及び備品等の試運転等を行う。
- 2 認定計画提出者は、公募対象公園施設の完成検査並びに機器、器具及び備品等の試運転等の日程を、事前に区に通知しなければならない。
  - 3 区は、公募対象公園施設の完成検査に立ち会うことができる。ただし、区はかかる立会いの実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。
  - 4 認定計画提出者は、公募対象公園施設の完成検査結果を、検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて、区に報告しなければならない。
  - 5 認定計画提出者は、本事業関連書類に従い、区による完了検査に必要な完成図を区に提出しなければならない。
  - 6 認定計画提出者は、前項の書類とともに、工事記録写真、出来高管理資料、品質管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を区に提出しなければならない。

（区による完了検査）

- 第33条 区は、前条に基づく認定計画提出者による公募対象公園施設の完成検査の終了後速やかに、公募対象公園施設の完了検査を行う。認定計画提出者は、区による完了検査に立ち会うとともに、区に協力する。
- 2 前項の完了検査の結果、公募対象公園施設が本事業関連書類の内容に適合していないことが判明した場合、区は認定計画提出者に対してその是正を求めることができ、認定計画提出者はこれに従わなければならない。認定計画提出者は、かかる是正を行ったときは、当該是正部分について再度区による完了検査を受けなければならない。
  - 3 区は、完了検査の結果、公募対象公園施設が本事業関連書類の内容を満たしていると判断した場合には、認定計画提出者に対して遅滞なく完成確認通知書を交付する。
  - 4 区は、完成確認通知書の交付を理由として、公募対象公園施設の設計又は建設工事の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、認定計画提出者は、これを理由として、本協定上の認定計画提出者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

### 第3章 特定公園施設整備業務

(特定公園施設設計業務委託契約、特定公園施設工事監理業務委託契約及び特定公園施設建設工事請負契約の締結)

- 第34条 認定計画提出者のうち●●は、本協定締結後速やかに、区との間で特定公園施設設計業務委託契約を締結する。
- 2 認定計画提出者のうち●●は、原則、特定公園施設設計業務の完了後速やかに、特定公園施設建設工事請負契約の仮契約を締結する。同仮契約は、江東区議会の議決を得たときに本契約とし、当該議決がなされた日を特定公園施設建設工事請負契約の締結日とする。当該議決を得られなかった場合は、同仮契約は無効とし、その場合において区は一切の責任を負わない。
- 3 認定計画提出者のうち●●は、特定公園施設の建設工事着手前までに区との間で、特定公園施設工事監理業務委託契約を締結する。
- 4 認定計画提出者のうち、●●、●●及び●●は、特定公園施設設計業務委託契約、特定公園施設工事監理業務委託契約及び特定公園施設建設工事請負契約の規定に従って、特定公園施設の整備業務を実施する。

### 第4章 公募対象公園施設の管理・運營業務等

(公募対象公園施設の本設置管理許可)

- 第35条 認定計画提出者は、公募対象公園施設管理・運營業務の開始日までに、公募対象公園施設に係る設置管理許可申請書を提出して、本設置管理許可を得なければならない。
- 2 本設置管理許可の期間は、許可の日から10年とする。
- 3 認定計画提出者は、本設置管理許可の使用料を、事業年度ごとに区が発行する納入通知書により、納入期限内に納付しなければならない。ただし、当該事業年度が1年に満たない場合は、月割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り上げるものとする。
- 4 本設置管理許可の使用料の額は、江東区立都市公園条例（昭和52年条例第13号）条例で規定されている金額（㎡・月）とする。なお、本設置管理許可の使用料算出の対象となる面積は、公募対象公園施設的面積のうち、収益施設となる面積として区が認める面積をいう。また使用料算出となる対象面積に1単位未満の端数があるときは、端数面積を1単位にして使用料を算定する。

(公募対象公園施設の管理・運營業務の実施)

- 第36条 認定計画提出者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、公募対象公園施設管理・運營業務を実施する。
- 2 認定計画提出者は、公募対象公園施設管理・運營業務の内容を変更するときは、事前に区の承認を得なければならない。

- 3 公募対象公園施設に係る料金設定は、本事業関連書類に従い認定計画提出者が定めるものとし、公募対象公園施設管理・運営業務から得られた収入は、すべて認定計画提出者の収入とする。
- 4 認定計画提出者は、公募対象公園施設管理・運営業務を実施するために必要となる一切の費用（光熱水費及び租税公課を含む。）を負担するものとし、区は当該費用に関する負担を一切行わない。
- 5 認定計画提出者は、公募対象公園施設に係る電力について、自らが事業用地内に設置した再生可能エネルギー施設又はグリーン電力で賄わなければならない。

#### （公園の魅力向上業務の実施）

- 第37条 認定計画提出者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、公園の魅力向上業務を実施する。
- 2 認定計画提出者は、公園の魅力向上業務の内容を変更するときは、事前に区の承認を得なければならない。

#### （その他提案業務の実施）

- 第38条 認定計画提出者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、その他提案業務を実施する。
- 2 認定計画提出者は、その他提案業務の内容を変更するときは、事前に区の承認を得なければならない。

#### （区による業務評価）

- 第39条 区は、第44条の規定により認定計画提出者が提出した年度業務報告書等に基づき、認定計画提出者の公募対象公園施設管理・運営業務等の実施状況の確認を行うものとする。
- 2 前項に規定する業務実施状況の確認の方法、実施時期等については、別途区が定めて認定計画提出者に通知する。
  - 3 区は、前二項に定める場合のほか、認定計画提出者の業務実施状況等を確認することを目的として、随時、公募対象公園施設管理・運営業務の実施状況や収支状況等について説明を求め、又は公募対象公園施設へ立ち入ることができる。この場合において、認定計画提出者は、合理的な理由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

#### （設置管理許可の取消し等）

- 第40条 区は、やむを得ない必要が生じた場合その他都市公園法に規定する事由が生じた場合、都市公園法に規定するところに従い、本設置管理許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止等を命ずることができる。
- 2 前項の場合において、認定計画提出者に生じた損害に関する補償については、都市公園法の規定に従うものとする。

(変更許可申請)

- 第41条 認定計画提出者は、本設置管理許可を受けた事項（公募対象公園施設の構造、外観及び管理の方法等）を変更しようとする場合は、区と協議のうえ、当該事項を記載した申請書を区に提出し、区の許可を得なければならない。
- 2 認定計画提出者は、前項による変更により、公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となる場合は、第8条第1項の規定に従う。

(継続許可の申請)

- 第42条 認定計画提出者は、公募対象公園施設について、本設置管理許可の期間の終了日の6か月前までに再度設置管理許可申請を行うものとし、区は、当該設置許可申請を審査し、公募設置等計画に合致していれば、1回に限り、本設置管理許可を更新するものとする。ただし、更新後の本設置管理許可の期間は、事業期間の終了日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、区は、認定計画提出者による本協定の違反がある場合及び公募対象公園施設管理・運営業務等が本事業関連書類に従い適正に実施されていないと認められる場合その他合理的な理由がある場合は、本設置管理許可の更新を認めないことができる。この場合、認定計画提出者は区に損害賠償や補償等一切の請求をすることができない。

(改善命令)

- 第43条 区は、第39条の規定に基づく業務実施状況の確認等により、公募対象公園施設管理・運営業務等が本事業関連書類に従い適正に実施されていないと判断する場合は、認定計画提出者に対して業務の改善を指示するものとする。
- 2 認定計画提出者は、前項に定める業務の改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じ、改善結果について文書により区に報告し、区の承認を得なければならない。

(営業報告及び調査報告)

- 第44条 認定計画提出者は、毎事業年度終了後速やかに、公募対象公園施設管理・運営業務等に係る年度業務報告書を作成して区に提出し、区の確認を受けなければならない。
- 2 区は、必要があると認めるときは、年度業務報告書の内容その他関連する事項について認定計画提出者に対して説明書の提出又は口頭による説明を求めることができる。

(第三者による使用)

- 第45条 認定計画提出者は、本事業関連書類に基づき公募対象公園施設の全部又は一部を第三者（公募対象公園施設を一時的に使用する一般利用者を除く。）に使用させる場合は、事前に当該第三者の概要や使用条件等を記載した書面及びその他区が要求する情報及び資料（第三者と締結する定期建物賃貸借契約書の内容を含む。）を区に提出のうえ、区の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定により公募対象公園施設の全部又は一部を第三者に使用させる場合、次の各号に定める措置を取らなければならない。



- (1) 第三者に建物を賃貸借する場合は借地借家法（平成3年法律第90条）第38条に基づく定期建物賃貸借とし、定期建物賃貸借の期間が本設置管理許可期間の終了日（第41条第1項に基づく更新が行われた場合は当該更新期間の終了日を意味する。以下本項及び第46条において同じ。）を超えないようにすること。第三者が公募対象公園施設を転貸等する場合（転貸人が更に転貸等する場合を含む。）は、第1項の規定を準用するとともに、本項各号に定める措置を第三者に取らせること。
  - (2) 第三者（転借人等を含む。）に本協定の規定、本設置管理許可の条件及び法令等を遵守させること。
  - (3) 本設置管理許可期間の終了日までに第三者（転借人等を含む。）との使用に関する契約を終了させ、すべて入居者を退去させること。また、本設置管理許可が取り消された場合は、当該第三者との使用に関する契約を直ちに終了させること。
  - (4) 前項の退去に関して、退去に要する費用はすべて認定計画提出者の負担とし、認定計画提出者及び第三者は、区に対して必要費又は有益費の償還請求、立退料その他一切の請求を行わないこと。
  - (5) 認定計画提出者と第三者（転借人等を含む。）の間で発生した紛争等については、認定計画提出者の責任及び費用負担において一切を処理すること。
- 3 前2項の規定に基づき公募対象公園施設を使用する第三者（転借人等を含む。）による本協定の違反は、すべて認定計画提出者の違反とみなして本協定の規定を適用する。

（緊急時の対応）

- 第46条 公募対象公園施設管理・運営業務等の実施に関連して事故や自然災害等の緊急事態が発生した場合、認定計画提出者は、その影響を早期に除去するため早急に対応措置をとり、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、区を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を直ちに通報しなければならない。
- 2 認定計画提出者は、緊急事態による危険が回避された後、区と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。
  - 3 区は、事故や自然災害等により公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、認定計画提出者に対し、必要な範囲で当該公募対象公園施設に係る業務の全部又は一部の停止を指示することができる。
  - 4 区は、事故や自然災害等の発生時には、公募対象公園施設を含む事業用地の全部又は一部を広域の避難場所として指定ことができ、その場合、区は、認定計画提出者に対し、必要な範囲で公募対象公園施設に係る業務の全部又は一部の停止を指示することができる。
  - 5 区は、前2項に基づき公募対象公園施設に係る業務の全部又は一部の停止を指示した場合であっても、認定計画提出者に対して公募対象公園施設の休業補償は行わない。

（原状回復）

- 第47条 認定計画提出者は、本設置管理許可期間の終了日までに、認定計画提出者の責任及び費用負担により、公募設置等計画に基づき原状回復を行い、公募対象公園施設に係る公園

- 施設を明け渡さなければならない。この場合、認定計画提出者は撤去の方法、期間について原状回復計画書を作成して区に提出し、区の承認を得なければならない。
- 2 認定計画提出者は、前項の原状回復が完了したときは、速やかに区に報告しなければならない。
  - 3 区は、前項による報告を受けた場合、14日以内に完了の検査を実施するものとする。
  - 4 前項の完了検査の結果、原状回復が不十分であると区が認めた場合、区は認定計画提出者に対して追加の原状回復工事等を求めることができる。
  - 5 区は、前項の追加の原状回復工事等の完了の報告を受けた場合、再度の完了検査を実施するものとする。
  - 6 前項の再度の完了検査については、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、第3項中「前項による報告」とあるのは、「追加の原状回復工事等の完了の報告」と読み替えて適用する。
  - 7 認定計画提出者が第1項に定める日までに原状回復を終えて公園施設を明け渡すことができなかつた場合、認定計画提出者は、その日の翌日から実際に公募対象公園施設の原状回復が行われて公園施設が明け渡された日までの期間（両端日を含む。）の日数に応じ、本設置管理許可の使用料相当額の違約金を区に支払わなければならない。なお、公園施設の明け渡しの遅延によりこの違約金の額を超える損害が区に生じた場合、区は当該超過部分について認定計画提出者に損害賠償を請求することができる。
  - 8 前項の場合において、認定計画提出者が正当な理由なく原状回復を行わないときは、区が認定計画提出者に代わって公募対象公園施設の原状回復を行うことができ、認定計画提出者は区による原状回復に要した費用を負担しなければならない。
  - 9 第1項から前項の規定にかかわらず、認定計画提出者は、本設置管理許可期間の終了日までの間、公募対象公園施設の取扱いについて区と協議することができる。
  - 10 前項の協議の結果、区が承認した場合には、第1項から第8項の規定にかかわらず、認定計画提出者は、当該協議の内容に従い、公募対象公園施設を区に引き渡すものとする。

(公募対象公園施設の譲渡等)

- 第48条 認定計画提出者は、第45条に基づき第三者に使用させる場合又は区の事前の書面による承認を得た場合を除き、公募対象公園施設の全部又は一部について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行ってはならず、また第三者に使用させてはならない。

(用途の制限)

- 第49条 認定計画提出者は、公募対象公園施設の全部または一部について、次の各号に定める用途に使用してはならない。
- (1) 政治的又は宗教的な用途
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定される風俗営業、同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び江東区暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又は法令等の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者の事務所その他これらに類するもの
- (4) 著しく公園環境を損なうことが予想される用途
- (5) 前4号に規定するもののほか、区が公序良俗に反すると認めるもの

(運営計画書)

第50条 認定計画提出者は、毎年度、4月1日までに、同年度に係る公募対象公園施設管理・運営業務等に係る運営計画書を区に提出するものとする。

(モニタリング)

第51条 認定計画提出者は、本協定の締結後速やかに、区と協議の上、モニタリング実施計画書を作成し、区の承認を得なければならない。

- 2 認定計画提出者は、前項に基づき区の承認を得た、モニタリング実施計画書に基づき、自己の責任と費用負担において適切にモニタリングを行うものとする。

## 第5章 法令等の変更及び不可抗力

(法令等の変更及び不可抗力における通知等)

第52条 認定計画提出者は、本協定の締結日以降に法令等が変更されたこと又は不可抗力により本協定及び本事業関連に従って本件業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、区に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。区及び認定計画提出者は、当該通知以降、本協定に基づく自己の義務が適用のある法令等に違反することとなったときは当該法令等に違反する限りにおいて、又は当該不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本件業務について、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、区及び認定計画提出者は、法令等の変更又は不可抗力に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 区が認定計画提出者から前項の通知を受領した場合、区及び認定計画提出者は、当該法令等の変更又は不可抗力に対応するために、速やかに本件業務の内容、特定公園施設引渡予定日及び本協定の変更等並びに増加費用又は損害の負担その他必要となる事項について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内又は不可効力が発生した日から60日以内に区及び認定計画提出者の間で合意が成立しない場合、区は、当該法令等の変更又は不可抗力に対する対応方法を認定計画提出者に対して通知し、認定計画提出者はこれに従い本件業務を継続する。

(法令等の変更による増加費用・損害等の扱い)

第53条 法令等の変更により、公募対象公園施設整備業務及び公募対象公園施設管理・運営業務等につき認定計画提出者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害については、認定計画提出者の負担とする。

- 2 法令等の変更により、特定公園施設の整備業務につき認定計画提出者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害については、特定公園施設設計業務契約、特定公園施設工事監理業務委託契約及び特定公園施設建設工事請負契約の定めるところに従う。

(法令等の変更による本協定の解除等)

第54条 第52条第2項に基づく協議にもかかわらず、本協定の締結後における法令等の変更により区が認定計画提出者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、区は、認定計画提出者と協議のうえ、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 認定計画提出者に対して書面で通知した上で、本協定を解除することができる。
- (2) 本事業を継続することが可能かつ合理的と判断した場合、認定計画提出者をして、認定計画提出者の地位及び本協定上の地位を、法令等に基づき、区が認める条件で、区が選定した第三者へ承継させることができる。

(不可抗力による増加費用・損害等の扱い)

第55条 不可抗力により、公募対象公園施設整備業務及び公募対象公園施設管理・運営業務等につき認定計画提出者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担については、認定計画提出者の負担とする。

- 2 不可抗力により、特定公園施設の整備業務につき認定計画提出者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害については、特定公園施設設計業務委託契約、特定公園施設工事監理業務委託契約及び特定公園施設建設工事請負契約の定めるところに従う。
- 3 不可抗力により本件業務につき第三者に損害が発生した場合における当該損害の負担についても前2項と同様とする。

(不可抗力による本協定の解除等)

第56条 第52条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力により区が認定計画提出者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、区は、同条項にかかわらず、認定計画提出者に通知のうえ、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 認定計画提出者に対して書面で通知した上で、本協定を解除することができる。
- (2) 本事業を継続することが可能かつ合理的と判断した場合、認定計画提出者をして、認定計画提出者の地位及び本協定上の地位を、法令等に基づき、区が認める条件で、区が選定した第三者へ承継させることができる。

## 第6章 協定期間及び本協定の解除

### (協定期間)

第57条 本協定は、本協定の締結日から効力を生じ、事業期間の終了日をもって終了する。

### (区の解除権)

第58条 本協定の締結日以後、事業期間の終了日までの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、区は、認定計画提出者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 認定計画提出者が本件業務の全部又は一部の履行を怠り（認定計画提出者が本事業関連書類の内容を逸脱している場合及び関連契約に違反している場合を含む。）、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 認定計画提出者の責めに帰すべき事由により、特定公園施設引渡予定日までに特定公園施設を区に引き渡すことができないとき。
- (3) 認定計画提出者が、区から第43条第1項に規定する業務の改善の指示を受けたあと、同条第2項に規定する改善結果の報告を行わず、又は改善結果について区の承認を得られなかったとき。
- (4) 認定計画提出者の責めに帰すべき事由により、本指定、本設置管理許可若しくは本占用許可の全部若しくは一部が取り消されたとき、又は関連契約の全部若しくは一部が解除されたとき。
- (5) 認定計画提出者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産法制上の手続について、いずれかの認定計画提出者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（認定計画提出者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 認定計画提出者が次のいずれかに該当したとき。
  - ア 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本協定に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がア～オのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本協定に係る下請契約等に当たって、ア～オのいずれかに該当する者その相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、区が認定計画提出者に対して当該契約の解除を求め、認定計画提出者がこれに従わなかったとき。

ク 本協定の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を区に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、認定計画提出者が適用のある法令等又は本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができない又は本設置管理許可若しくは本占用許可を継続することが適当でないときと区が認めたとき。

2 前項の場合において、区が認定計画提出者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。

(1) 認定計画提出者に対して書面で通知した上で、本協定を解除することができる。

(2) 本事業を継続することが可能かつ合理的と判断した場合、認定計画提出者の地位及び本協定上の地位を、法令等に基づき、区が認める条件で、区が選定した第三者へ承継させることができる。

3 前項にかかわらず、認定計画提出者（●●を除く。）が第1項第5号又は第6号に該当し、当該認定計画提出者以外の認定計画提出者（●●を含み、以下、本項において「残存認定計画提出者」という。）が、公募設置等指針等に記載された参加資格（以下「参加資格」という。）を有する当該認定計画提出者に代わる第三者を補充し、又は残存認定計画提出者ですべての参加資格を満たし、かつ、本事業の実施に支障をきたさないと区が判断した場合、区は、前項の措置をとることなく本事業を継続することができる。この場合、残存認定計画提出者は、参加資格を有する第三者を探す等して本事業の継続に努めるとともに、当該第三者に本協定その他本事業の条件に合意させるよう努めるものとする。

4 次に掲げる者が本協定を解除した場合は、前項第2号により本協定が解除された場合とみなす。

(1) 認定計画提出者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 認定計画提出者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 認定計画提出者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(認定計画提出者による協定解除)

第59条 区が本協定上の重要な義務に違反した場合、認定計画提出者は、区に対し、書面で通知のうち、当該違反の是正を求めることができる。認定計画提出者は、かかる通知が区に到達した日から30日以内に区が当該違反を是正しない場合には、区に対して、さらに書面で通知をした上で、本協定の全部を解除することができる。

(公募対象公園施設の解除に伴う措置)

第60条 本協定が解除された場合、区は速やかに本占用許可、本設置管理許可の取消しを行い、公募対象公園施設（出来形を含む。）が存在する場合は、認定計画提出者は速やかに第47条の規定を準用して原状回復を行う。この場合において、第47条に「本設置管理許可期間の終了日までに」とあるのは「本協定が解除された後速やかに」に、「その日の翌日から」とあるのは「本協定が解除された後、原状回復に要する合理的期間として区が定めた期間の終了日の翌日から」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。ただし、区及び認定計画提出者は、原状回復の程度及び内容について別途の合意をすることができる。

(特定公園施設の解除に伴う措置)

第61条 特定公園施設建設工事請負契約に基づく特定公園施設の引渡しまでに、本協定が解除された場合、区は速やかに、特定公園施設設計業務委託契約、特定公園施設工事監理業務委託契約及び特定公園施設建設工事請負契約の解除を行う。この場合の処理は、特定公園施設設計業務委託契約、特定公園施設工事監理業務委託契約及び特定公園施設建設工事請負契約の規定に従う。

(解除に伴う損害賠償等)

第62条 第58条に基づき本協定が解除された場合、認定計画提出者は、区に対して、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害（逸失利益を含まない。）を負担する。

2 第59条に基づき本協定が解除された場合、区は、認定計画提出者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害（逸失利益を含まない。）を負担する。

3 第58条又は第59条に基づき本協定が解除された場合、又は区及び認定計画提出者の合意により本協定を解除した場合、別途の合意がない限り、認定計画提出者は区に対して一切の請求をすることができない。ただし、区及び認定計画提出者は双方に生じた増加費用及び損害の取扱いについて協議することができる。

(認定計画の認定取り消し)

第63条 区が第40条に基づき本設置管理許可を取り消した場合、本設置管理許可が終了した場合又は本協定の定めに基づき本協定が解除された場合、区は都市公園法に基づく公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

(相殺)

第64条 区は、認定計画提出者に対して金銭債権を有するときは、当該認定計画提出者が区に対して有する保証金返還請求権、譲渡代金請求権及びその他の債権と相殺することができ、不足のある場合はこれを追徴することができる。

## 第7章 保証金等

(保証金等)

- 第65条 認定計画提出者は、本事業に係る使用料その他本事業及び本協定から生じるすべての債務の担保として、次項に定める保証金等を、第47条及び第60条に定める原状回復完了時（第47条第10項が適用される場合は引渡し時をいい、以下本条において同じ。）まで無利息で区に納付又は提供しなければならない。
- 2 前項に定める保証金等の納付又は提供は、次の各号に定めるいずれかの方法によるものとする。
- (1) 保証金の納付
  - (2) 国債又は地方債の提供（電子債権を除く）
  - (3) 区が認める金融機関の保証（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。その後の改正を含む）第3条に規定する金融機関による債務不履行時の損害金の支払保証をいう。）の提供
  - (4) 認定計画提出者と保険会社との間の区を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- 3 前項の保証金等の金額は、公募対象公園施設の場所を原状回復するための費用相当額（以下「原状回復費」という。）とする。かかる原状回復費は、認定計画提出者が公募対象公園施設の建設工事着工日までに公募対象公園施設の施設撤去費その他同施設の場所を原状に復するための費用に係る見積書を区に提出し、区と原状回復費の金額の協議を行った上で、区の承諾を得て決定するものとする。
- 4 認定計画提出者は、第22条の本占用許可期間の開始日までに保証金等を区へ納付又は提供しなければならない。
- 5 区は、第47条及び第60条に定める原状回復完了後に、認定計画提出者が区に対して負う未払の使用料、違約金その他の債務があれば当然に保証金等を充当し、残額を認定計画提出者に返還する。
- 6 保証金等を前項の未払債務に充当してもなお不足が生じた場合は、認定計画提出者は、区の請求により直ちに当該不足額を区に支払わなければならない。
- 7 認定計画提出者は、保証金等をもって、本協定に基づき発生する認定計画提出者の区に対する債務の弁済に充当することを請求できない。

## 第8章 雑則

(遅延利息)

- 第66条 区又は認定計画提出者が、本協定に基づき行うべき支払を遅延した場合、未払い額につき延滞日数（支払期日の翌日から実際に支払われた日までの期間の日数をいい、両端日を含む。）に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める遅延利息の率で計算した額の延滞利息を、相手方に支払わなければならない。



(談合その他の不正行為の場合における違約金)

第67条 認定計画提出者は、本事業に関して次の各号のいずれかに該当するときは、区に対し、本協定が解除されたか否かにかかわらず、〔公募対象公園施設の設置管理許可の使用料の1年分に相当する額〕を区が指定する期間内に違約金として支払わなければならない。本協定が終了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、認定計画提出者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、認定計画提出者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、認定計画提出者の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 認定計画提出者（法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、その超過分につき区が認定計画提出者に賠償請求することを妨げるものではない。

(協議)

第68条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合、区と認定計画提出者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

- 2 本協定において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、区及び認定計画提出者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(著作権の使用)

第69条 区は、建築著作物としての特定公園施設について、区の裁量により、これを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 の特定公園施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 認定計画提出者は、区が特定公園施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（区を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。

- (1) 特定公園施設の内容を公表すること。
  - (2) 特定公園施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、区及び区が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - (3) 特定公園施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
  - (4) 特定公園施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 認定計画提出者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は行使させてはならない。ただし、予め区の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
  - (2) 特定公園施設の内容を公表すること。
  - (3) 特定公園施設に認定計画提出者の実名又は変名を表示すること。
- 5 区が第47条第10項の規定により、認定計画提出者から公募対象公園施設の引渡しをうけるときは、当該公募対象公園施設について「特定公園施設」を「公募対象公園施設（設計図書等を含む。）」と読み替えた上で本条の規定を準用するものとする。

#### (著作権の侵害の防止)

- 第70条 認定計画提出者は、その作成する成果物及び関係書類（特定公園施設の設計図書等及び特定公園施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを区に対して保証する。
- 2 認定計画提出者は、その作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、区が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、認定計画提出者は、区に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。
- 3 区が第47条第10項の規定により、認定計画提出者から公募対象公園施設の引渡しをうけるときは、本条の規定を準用するものとする。

#### (特許権等の使用)

- 第71条 認定計画提出者は、第三者の特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払い及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。ただし、区が指定した工事材料、施工方法等で、公募設置等指針等に特許権等の対象であることが明記されておらず、認定計画提出者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、区が責任を負担する。

#### (秘密保持)

- 第72条 本協定の各当事者は、本事業又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
  - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
  - (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
  - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
  - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
  - (6) 区が法令等（情報公開条例等を含む。）に基づき開示する情報
- 2 本協定の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、本協定の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(個人情報の保護等)

第73条 認定計画提出者は、別紙7の個人情報の取扱いに関する特記条項を遵守するものとする。

(請求、通知等の様式その他)

- 第74条 本協定並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除（以下総称して「通知等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 区による認定計画提出者に対する通知等は、代表法人宛に行うものとし、認定計画提出者による区に対する通知等は、代表法人から行うものとする。
  - 3 本協定の履行に関して区と認定計画提出者の間で用いる計量単位は、本事業関連書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めに従う。
  - 4 本協定における期間の定めについては、本協定に別段の定めがある場合を除き、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
  - 5 本協定に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(準拠法)

第75条 本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第76条 区及び認定計画提出者は、本協定に関する紛争について、東京地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

以上を証するため、本協定書●通を作成し、区及び認定計画提出者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

区

所在地 東京都江東区東陽四丁目11番28号  
名 称 江東区  
代表者 江東区長 ● ● ● ● 印

認定計画提出者

所在地  
名 称  
代表者 印

所在地  
名 称  
代表者 印

所在地  
名 称  
代表者 印

## 別紙1 用語の定義

(第2条関係)

1. 「関連契約」とは、特定公園施設設計業務委託契約、特定公園施設工事監理業務委託契約、特定公園施設建設工事請負契約及びその他の本事業に関連して区と認定計画提出者の間で締結される契約の総称をいう。
2. 「公園の魅力向上業務」とは、要求水準書1(3)②(ウ)に記載された公園の魅力向上業務をいう。
3. 「公募対象公園施設」とは、本事業により認定計画提出者が設置する都市公園法第5条の2第1項の公募対象公園施設をいう。
4. 「公募対象公園施設管理・運営業務」とは、公募対象公園の管理及び運営に係る業務をいう。
5. 「公募対象公園施設管理・運営業務等」とは、公募対象公園施設管理・運営業務、公園の魅力向上業務及びその他提案業務の総称をいう。
6. 「公募対象公園施設建設業務」とは、公募対象公園施設の建設工事に係る業務をいう。
7. 「公募対象公園施設整備業務」とは、公募対象公園施設設計業務及び公募対象公園施設建設業務の総称をいう。
8. 「公募対象公園施設設計業務」とは、公募対象公園施設の設計に係る業務をいう。
9. 「公募対象公園施設の整備及び管理・運営業務」とは、公募対象公園施設整備業務及び公募対象公園施設管理・運営業務の総称をいう。
10. 「公募設置等計画」とは、本公募手続に関して設置等予定者が令和●年●月●日付で提出した公募設置等計画（別添資料を含む。）及び当該公募設置等計画の説明又は補足として設置等予定者が区に提出し受理されたその他一切の資料をいう。
11. 「公募設置等指針等」とは、令和●年●月●日付で公表された公募設置等指針（要求水準書その他の別添資料を含む。）及びその他の本公募手続に関して区が公表し又は区が開示した資料（当該資料に関する質問回答を含む。）をいう。
12. 「事業期間」とは、公募設置等計画の有効期間をいう。
13. 「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、最初の事業年度は、事業期間の開始日からその直後の3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。
14. 「事業用地」とは、本事業の用に供される土地をいい、詳細は公募設置等指針等において特定される。
15. 「指定管理者」とは、若洲公園の管理を行うため、区から指定を受けた民間事業者等法人その他の団体をいう。
16. 「設計図書等」とは、設計図書、完成図並びにその他公募対象公園施設整備業務及び特定

公園施設整備業務に関連して区の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

17. 「設置等予定者」とは、本公募手続において、最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者として選定された応募者である●グループをいう。
18. 「その他提案業務」とは、認定計画提出者が提案した本事業の実施に必要な関連業務をいう。
19. 「代表法人」とは、設置等予定者を構成する法人のうち、設置等予定者を代表する法人として公募設置等計画において定められた●●をいう。
20. 「特定公園施設」とは、本事業により認定計画提出者が建設し区に引き渡される都市公園法第5条の2第2項第5項の特定公園施設をいう。
21. 「特定公園施設建設等業務」とは、特定公園施設（特定公園施設に係る再生可能エネルギー施設を含む。）の建設及び撤去工事に係る建設等業務をいう。
22. 「特定公園施設建設工事請負契約」とは、特定公園施設の建設及び既存施設の撤去等に関して、区と認定計画提出者のうち、●●との間で大要別紙5の様式により締結される特定公園施設に関する建設工事請負契約書をいう。
23. 「特定公園施設工事監理業務」とは、特定公園施設（特定公園施設に係る再生可能エネルギー施設を含む。）の建設工事に係る工事監理業務をいう。
24. 「特定公園施設工事監理業務委託契約」とは、特定公園施設の工事監理に関して、区と認定計画提出者のうち、●●との間で大要別紙6の様式により締結される特定公園施設に関する工事監理業務委託契約書をいう。
25. 「特定公園施設整備業務」とは、特定公園施設設計業務、特定公園施設業務及び特定公園施設工事監理業務を総称していう。
26. 「特定公園施設設計業務」とは、特定公園施設（特定公園施設に係る再生可能エネルギー施設を含む。）の設計に係る業務をいう。
27. 「特定公園施設設計業務委託契約」とは、特定公園施設の設計に関して、区と認定計画提出者のうち、●●との間で大要別紙4の様式により締結される特定公園施設に関する設計業務委託契約書をいう。
28. 「特定公園施設引渡予定日」とは、特定公園施設引渡予定日として本日程表に記載された日をいう。
29. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震若しくは公衆衛生上の事態その他の自然災害等又は火災、騒擾、騒乱若しくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、区又は認定計画提出者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は不可抗力に含まれない。
30. 「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一

切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。

31. 「本公募手続」とは、本事業に関して区が実施した設置等予定者の選定に係る公募手続をいう。
32. 「本事業関連書類」とは、公募設置等指針等、公募設置等計画、関連契約、本設置管理許可書及び本占用許可書の総称をいう。
33. 「本事業日程」とは、別紙2記載の本事業に係る日程表をいう。
34. 「本設置管理許可」とは、都市公園法第5条の規定に基づき区が認定計画提出者に対して行う公募対象公園施設の設置許可をいう。
35. 「本設置管理許可書」とは、本設置管理許可に関して区が認定計画提出者に交付する許可書をいう。
36. 「本占用許可」とは、都市公園法第6条の規定に基づき区が認定計画提出者に対して行う公募対象公園施設の建設工事に関する占用許可及び利便増進施設の設置及び運営に関する占用許可の総称をいう。
37. 「本占用許可書」とは、本占用許可に関して区が認定計画提出者に交付する許可書をいう。
38. 「要求水準書」とは、公募設置等指針等の別添資料として公表された江東区立若洲公園のリニューアルに向けた整備管理運営事業（仮称）要求水準書をいう。
39. 「若洲公園」とは、江東区立若洲公園をいう。

## 別紙2 本事業日程

(第6条関係)

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1. 本協定の締結日           | 令和●年●月●日          |
| 2. 公募設置等計画の有効期間      | 令和●年●月●日～令和●年●月●日 |
| 3. 公募対象公園施設整備業務期間    | 令和●年●月●日～令和●年●月●日 |
| 4. 公募対象公園施設管理・運營業務期間 | 令和●年●月●日～令和●年●月●日 |
| 5. 特定公園施設の整備業務期間     | 令和●年●月●日～令和●年●月●日 |
| 6. 特定公園施設引渡予定日       | 令和●年●月●日          |



別紙3 認定計画提出者が付保する保険  
(第15条関係)

【注：提案に基づき追記します。】

別紙4 特定公園施設設計業務委託契約（契約条項）

別紙5 特定公園施設建設工事請負契約（契約条項）

別紙6 特定公園施設工事監理業務委託契約（契約条項）

## 別紙7 個人情報の取扱いに関する特記条項

### (個人情報保護法等の遵守)

第1条 認定計画提出者は、個人情報の保護に関する法律のほか、区の定める江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則並びに情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、個人情報の取扱いに関する特記条項（以下「特記条項」という。）を遵守しなければならない。

### (責任体制の整備)

第2条 認定計画提出者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (作業責任者等の届出)

第3条 認定計画提出者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、本件業務の着手前に書面により区に報告しなければならない。

- 2 認定計画提出者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 認定計画提出者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により区に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 認定計画提出者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により区に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、本協定及び特記条項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本事業及び特記条項に定める事項を遵守しなければならない。

### (作業場所の特定)

第4条 認定計画提出者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、本件業務の着手前に書面により区に報告しなければならない。

- 2 認定計画提出者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により区に申請し、その承認を得なければならない。

### (教育の実施)

第5条 認定計画提出者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記条項における作業従事者が遵守すべき事項その他本事業の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

### (守秘義務)

第6条 認定計画提出者は、本事業の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。本協定の期間満了後又は本協定の解除後も同様とする。

- 2 認定計画提出者は、本事業にかかわる作業責任者及び作業従事者から、秘密保持に関する誓約書（区に対する誓約書をいう。以下単に「誓約書」という。）を徴取し、これを区に提出しなければならない。

### (再委託)

第7条 認定計画提出者は、本件業務の全部の委託をしてはならない。

- 2 認定計画提出者は、区の書面による許諾を得た場合に限り、本件業務の一部の委託（以下「再委託」という。）をすることができる。
- 3 認定計画提出者は、前項の許諾を得ようとするときは、次の事項を明確にした上で、事前に、書面により再委託をする旨を区に申請しなければならない。
  - (1) 再委託を受ける者の名称
  - (2) 再委託をする理由

- (3) 再委託をして処理する内容
  - (4) 再委託を受ける者において取り扱う個人情報
  - (5) 再委託を受ける者における安全性及び信頼性を確保する対策
  - (6) 再委託を受ける者が当該再委託に係る業務の全部又は一部の委託をすることの有無
  - (7) 再委託を受ける者に対する管理及び監督の方法
- 4 認定計画提出者は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、区に対し、再委託を受けた者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
  - 5 認定計画提出者は、第2項の規定により再委託をしたときは、認定計画提出者と再委託を受けた者との契約において、再委託を受けた者に対する認定計画提出者の管理及び監督の方法及び方法を具体的に規定しなければならない。
  - 6 認定計画提出者は、第2項の規定により再委託をしたときは、その履行につき管理及び監督をするとともに、区の求めに応じ、管理及び監督の状況を区に対し適宜報告しなければならない。
  - 7 認定計画提出者は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に、当該再委託に係る業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から誓約書を徴取させなければならない。
  - 8 前項の誓約書は、認定計画提出者が、再委託を受けた者から受け取り、区に提出しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 認定計画提出者は、本事業を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 認定計画提出者は、区に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 認定計画提出者は、本事業において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 区が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に区の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を 방지、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に係らないアプリケーションをインストールしないこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 認定計画提出者は、本事業において利用する個人情報について、本事業以外の目的で利用してはならない。また、区に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の受渡し等)

第11条 認定計画提出者は、区と認定計画提出者間の個人情報の受渡しに関しては、区が指定した手段、日時及び場所で行った上で、区に個人情報の預り証を提出しなければならない。

- 2 本事業において電子計算組織の運用又は保守をする場合は、認定計画提出者は、本件業務の着手前に、接続又は操作をすることができる情報の種類及び範囲並びに接続又は操作の方法について区の指示を受けるものとする。

(個人情報 の返還、消去又は廃棄)

- 第12条 認定計画提出者は、本事業の終了時に、本事業において利用する個人情報について、区の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 認定計画提出者は、本事業において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により区に申請し、その承諾を得なければならない。
  - 3 認定計画提出者は、個人情報の消去又は廃棄に際し区から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第13条 認定計画提出者は、区から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び検査)

- 第14条 区は、本事業に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、認定計画提出者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 区は、前項の目的を達するため、認定計画提出者に対して必要な情報を求め、又は本事業の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第15条 認定計画提出者は、本事業に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに区に対して、当該事故にかかわる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、区の指示に従わなければならない。
- 2 認定計画提出者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、区その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
  - 3 区は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第16条 区は、認定計画提出者が特記条項に定める義務を履行しない場合は、特記条項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 認定計画提出者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、区に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第17条 認定計画提出者の故意又は過失を問わず、認定計画提出者が特記条項の内容に違反し、又は怠ったことにより、区に対する損害を発生させた場合は、認定計画提出者は、区に対して、その損害を賠償しなければならない。